

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する非難に関する件

北朝鮮は、10月4日に弾道ミサイル1発を発射し、発射された弾道ミサイルは、青森県の上空を通過し、我が国の排他的経済水域（EEZ）外、日本列島の東3200キロメートルほどの太平洋に落下したと推定されている。我が国をはじめとする国際社会が幾度も自制を求めてきたにもかかわらず、弾道ミサイルの発射を強行した北朝鮮の行為は、国連安保理決議及び日朝平壤宣言に違反するとともに、我が国のみならず、近隣諸国の平和と安全を脅かすものであり、許しがたい暴挙である。加えて、北朝鮮は軍備の拡張や戦力の高度化を停滞することなく進めている。

こうした国際秩序への挑発や、国際法を無視し続ける北朝鮮の行為は我が国にとって最大の脅威であり、断じて容認することはできない。

よって、仙台市議会は、我が国を脅かす北朝鮮の度重なる暴挙に対し、強く非難する。また、日本政府においては、国際秩序と国際法を破壊しかねない北朝鮮に対し強く非難するとともに、我が国の平和と安全を守るために、直接対話を含めた外交努力を強め、国際社会と緊密に連携し、北東アジアの平和と安全の構築に全力を尽くすよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年10月4日

仙 台 市 議 会